

愛知県ため池保全構想に対する御意見と考え方

項目	No	提出された御意見の要約	御意見に対する考え方
全般	1	ため池の保全は大切だと思う。	今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	2	里山と同じく「ため池」は今や残された数少ない貴重な自然の遺産となっている。現状のまま放置していけばいずれは消滅してしまうものと思われる。	ため池はもともと人間の手が入った二次的自然であるため、管理されなくなれば、その自然はなくなってしまいます。
	3	先人が造ったため池も当地方では開発等により多く消えていき残念。今後、開発等で消えゆくのを未然に防ぐには個人の持ち物を市町村が管理できるようにするのが先決だと思う。同時に消滅を防ぐ厳しい条例を敷くことが必要。ため池には環境面も含め役に立つことばかりなので、早期に対策・対応していただきたい。	財政事情が厳しいため買い取りは困難ですが、市町村に管理していただけることは望ましいことと考えます。 個人・共有財産が多いため、条例制定は困難と考えます。
	4	一般住民と共生できる提案が長期存続を可能とする。所有市町村にはため池存続を条例化させる。	個人財産がある以上、条例化は困難と思われるが市町村の判断によります。地域住民と市町村の連携を強化し、保全に努めます。
	5	当構想は、行政の夢物語ではないか。この構想を策定するために検討会で検討したとのことだが、ただか4回程度の開催で権利を阻害する構想を策定するとは簡単に考えすぎではないか。	権利の阻害がおこることは考えておりません。行政として、今ある地域の資源を保全する策を検討し、提案するものです。
	6	ため池は農業者だけでなく、みんなの財産だとの考えでお願いしたい。	ため池の管理者の合意の上、今後は地域住民等とも連携をとり保全していくよう努めます。
1 構想の趣旨	7	刈谷市北部は、まだまだ自然豊かな所だともっていたが、最近、広い田が埋め立てされはじめ、このままでは自然がどんどん無くなりそうで心配。 子どもたちが学習（いかに遊びや竹炭作り）を通して自然を自分たちの手で守っていくことの必要性を実感できるとよい。 ため池は災害面でも大いに役立つものであり、国・県・市町村が連携し、これからのため池の保全に尽力いただきたい。	今後は行政（学校を含めた）と地域が連携し保全していくよう努めます。
	8	多面的機能を有するため池をこれから減少させないために、地域と行政が一体となって保全のために整備・保全に万全を期してください。	今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	9	「愛知県ため池保全構想」という名称に違和感がある。本案は市町村に保全計画を作成させて、保全を図るまでの手順を示したような感がある。「県としてはこのようにしていく」というのが県の構想ではないか。	県として、県内すべてのため池を保全するには地域住民と最もつながりの深い市町村が個々のため池の保全を図ることが適切と考え、市町村が連絡会議を設置し、保全計画を策定していただくことが県の構想と考えています。
	10	個人・共有・公有、小規模・大規模等ある中、個人・共有の池には行政の財政的援助が得られるような構想も必要ではないか。	現在、財政的援助可能な制度も事例紹介として掲載しております。また、市町村によってはそれ以外の援助もあります。
	11	所有形態における個人所有を廃止し、共有化を図る。	地域で取り組み可能なため池は対応していただけるよう努めますが、個人の財産に対し、強制することは困難です。
	12	この構想がため池を保全するとしてコンクリート護岸化等の新たな公共事業の目的とならないようにしてほしい。	保全策は個々のため池により異なります。それぞれの地域のニーズに応じた計画を策定し、必要に応じ、整備します。
	13	多面的な機能と自然の残された貴重な遺産であることをもっと多くの県民に周知、徹底する。加えて、の現状と問題点について理解を深める。	今後、本構想の内容を関係者や県民の皆様にも十分周知します。
	14	ため池を残すか否かは、まさに多面的評価が必要である。それはその一つ一つが全て異なる。だからこそ、しっかりとしたチェック項目リストを作る必要がある。そのテクニックは時に多店舗化したフランチャイズ店に似ている。	市町村がため池保全計画を策定する際には、個々のため池の持つ多面的機能を把握し、地域のニーズにあった保全がされるよう目標を定めていくこととしています。
	15	緑区にはため池はあるが、農業で生計を立てている家はほとんどない。ため池は環境の保全、憩いの場、洪水調節池としての機能で働いている。ため池は市民のオアシスとなっており、魚類、植物、野鳥、昆虫など、子どもたちの絶好の遊び場と思う。今の子どもたちは外で遊ぶことが少なくなっているが、学校教育あるいは家庭の中で野外で遊ぶことに積極的に時間を取る必要がある。農業用として利用されているため池はその時期にあわせた野外学習ができると良い。 地域の大事な資産として皆で守り、皆で育てて行くことが大事と思う。	今後は行政と地域が連携し多面的機能別の目標を掲げ、保全していくよう努めます。
	16	ため池に農業用水、緊急時の水源以外の目的は思いつかなかった。自分の住む地域のため池は人気がなく近づきにくいので、憩いの場や学習の場とはかけ離れた雰囲気。 看板を立てるなど住民にため池の重要性、目的を伝えるとよいと思う。	今後は各池ごとに多面的機能を評価し、目標を掲げ、行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	17	愛知県は木曾川の水に恵まれており水不足の心配があまりないためため池の大切さをあまり認識できなかったと思う。 ため池の持つ多面的機能をもっとPRしてもらい多くの人たちが感心を持つようにしてほしい。	ため池は現在も大切な農業用水の水源としての役割があります。 ため池の持つ多面的機能を地域住民等から県民に広げられるよう努めます。
	18	ため池の持つ多面的機能はよい利用法だと思う。	ため池の持つ多面的機能を広くPRし、行政と地域が連携し維持・増進するよう努めます。
	19	ため池所有者に所有価値の向上を図る提案をする。	所有価値の向上のためにも多面的機能の評価、目標の設定をします。
	20	ため池は雨、山、川、池、海といった水循環の中にある。河川の流域毎にため池の果たしている役割を明らかにし、保全と活用を考えてはどうか。	流域毎での農業用水の確保、総合的な治水対策としての活用等が考えられます。

項目	No	提出された御意見の要約	御意見に対する考え方
	21	災害時に役立つと思うので、ぜひ整備をしていただきたい。	今後もそのような整備も行なって参ります。
2ため池の歴史と現状	22	ため池はずっと昔から近くにあり、護岸工事がされ、周りには桜、柳が植えられ春夏秋冬市民の憩いの場となっている。歳を重ね、遊び場からいやしとなってきた。大災害が起こっていないが、こういう場があると心身に役立つこととなると考える。	ため池の持つ多面的機能を広くPRしていくよう努めます。今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	23	ため池の改修には先人たちの構築方法を学び、現在の工法とマッチさせてより良い安全な整備を進めていただきたい。	技術も進歩しておりますが、先人の構築方法も参考とした整備に努めます。
	24	愛知用水の通水により緊急時以外は不要と化してしまった地域がある。	愛知用水では主なため池を水源とし、ため池で不足する水が供給される計画です。
	25	日進市北部では長雨の年も、早魃の年もため池に守られ、農業を営み、景観に心を癒されていたが、高速道路の開通により耕地が無くなり一つの役目が終結した地区がある。	農業利水が無くなっても、農業関係者により管理がされているため池は引き続き多面的機能が保全されるよう、本構想の対象と考えています。
	26	町内にため池が7か所あるが農業用に活用されているため池は1池のみでほとんどのものが管理されていない。	利水が無くとも管理者が農業関係者であれば、保全の対象とし、計画に盛り込まれるよう努めます。
	27	休耕田等を活かす等、ため池を増やす構想を盛り込んでいただきたい。	大変貴重な意見ですが、本構想では現在あるため池の保全を対象とし、休耕田の活用は別途とします。
	28	概要書記載のとおりため池は多面的機能を持っている。従ってため池は地域の住民全体が共有してため池の持つ恩恵を受ける大切な財産である。現存する各市町村のため池の現状を再度くわしく調査を行う必要があると思う。	今年度、県内の全ため池について市町村の協力を得て、短期間で簡易な調査は行いました。保全計画を策定するにはこの調査結果を基にさらに調査が必要と判断されるものについて、市町村の判断をお願いすることとしています。
	29	多面的機能が7項目挙げられているが、現実には殆ど放置状態である。一つのため池で全ての機能を発揮する必要はない。ため池毎の特徴、地域バランスなどを考慮しいくつかの特色ある機能を発揮していけばよい。その具体策を作ることが必要で、そうしないとため池は今後も減るばかりと思う。	地域のニーズに合った保全が図られるべきと考えますので市町村の保全計画が地域住民の意見を取り入れ、多面的機能を評価し、目標を定めたものとなるよう努めます。
	30	以前、名古屋市近隣に住んでいた時、近所のため池があり、周辺には公園や緑も多くあり四季を感じられる様にされて、子どもにとっても身近なものであった。何年かに一度、池の中の魚等生き物の生育や外来魚の調査等を地域の人々と"かいばり"大会が行われていた。子どもたちも興味がわき勉強にもなり、よいことだった。	このような事例が、全市町村で可能な限り取り組んでいただけるよう努めます。
	31	春日井市のため池には越冬のため10数種類、1,000羽を超えるカモが飛来する。下原大池において、多数の渡り鳥が飛来し、野鳥の生息できる自然環境が整っており、ため池の周囲は大池緑地(都市緑地)として都市計画決定され、水と緑のネットワークを構成する良好な景観や水辺環境を形成し、住民の憩いの場や農村の交流の場となっている。	特に市街地のため池は今後、市町村によりこういった形で保全されることも重要と考えます。
	32	緊急時の水源	地震等で水道が断水した場合、ため池の水を消火用水、生活雑用水として活用することが可能です。
	33	自然環境の保全(使用してない)	ため池が保全されることは自然環境の保全に役立つことと考えます。
	34	多面的な機能してない。	県内すべてのため池が多かれ少なかれ多面的機能があります。
	35	希少種に関する情報を県レッドデータブックのみに拠ることに問題がある。「動植物の総合的な生息・生育状況」の標語の方がより重要であり、この中に希少種も含まれる。	希少種に関してはレッドデータブックを参考としておりますが、ため池の持つ生物多様性に重きを置いております。
36	池畔に付帯する湿地の有無についてもこれだけで評価項目を追加してもよいくらいである。	池畔に付帯する湿地についてはため池の一部として評価しております。	
37	「自然環境の保全」と「親水・憩いの場」は相反する場合が多い。国家百年の計的視点から見て「自然環境の保全」を優先させることが望まれる。	どちらを優先させるかは市町村が具体的な保全計画を策定するときに地域との連携、合意により個々のため池により判断することとなります。	
38	緊急時の水源とすることに特に力を入れるべきだと思う。いつ、消火用水・生活雑用水が必要になっても問題ないような状態にしておくことが大切だと思う。	ため池の整備と併せての整備も可能であり、県の単独補助事業で取水できる施設整備が可能ですので、構想内でも紹介しています。	
39	ため池の農業用としての役割・重要性は大きいと思われるがそれも地域の事情によりけりであり、全体的には低下している。ため池数は減っているが、残っているのは現在それなりの役割を果たしているといえよう。こうした役割を勘案すると多面的機能図について、自然環境に重きをおくべきと考える。また、「自然との触れ合い」といった機能を追加する。内容は自然そのものに触れて心身の癒しを得ること。その項目としてはウォーキング、ジョギング、魚釣り、養魚、遊び、遊船、写真撮影、描画、防火用水等が挙げられる。	ため池の本来目的が農業用水の確保ですので、もっとも重きを置いております。自然との触れ合いについても自然環境の保全、地域住民の憩いの場、学習の場としての機能にそれぞれ含まれております。	
40	火災等の災害時に使用し減った場合は補給されるのか。特に愛知用水から補給されない4月の時点で減っていた場合、水稲耕作に影響が出るのが心配である。	消防法上、使用されることはやむを得ません。また、事前に愛知用水との協定を結んでおくことで補給は行われます。	
41	今後も個人有のため池として利用・管理していくが、防火用水、その他緊急用水利には外部からの要請に協力していくつもりである。	ぜひ、ご協力いただきますようお願いいたします。	
42	東海地震に備え、池の貯水量を40%から50%の量で保つ管理をしている。	日頃よりいつ発生するかわからない地震に備えていただくことは大変ありがたいことと考えます。	

項目	No	提出された御意見の要約	御意見に対する考え方
	43	近年、ため池が加速的に潰廃している中で、ため池の防災・利水としての根幹の役割を改めて理解していただくことは大変重要であると考え。農業者の減少に伴い、ため池の認知度も低下している。入鹿池でさえその水が農業用に使われていることや集水区域からの出水を一時貯留し、地域住民の安全を担っていることが知られていない。是非、この機会に入鹿池の重要性を広くPRし、地域住民に理解していただきたい。こうすることがため池の保全につながると考える。	今後、ため池の多面的機能の啓発に努めます。
	44	ため池の周囲に森を残して環境保全整備をしていただきたいと思う。	保全計画策定の際、個々のため池において検討するよう努めます。
	45	ため池の周囲が開発され、水源となる森がない。	里山も一体となって保全されることが望ましいと考えます。
	46	自然環境を保全すると、多様な生物の生息育成の場となる。	ご指摘を踏まえ、ため池の保全を図っていききたい。
	47	緊急時の利用が多くあり、日頃の管理・監視が重要と思う。	緊急時の利用についても行政と地域の連携が重要です。
	48	地域住民との関係、"ため池"の現状、実態と問題点等について、もう少し具体的に細かく指摘する。	地域により実情が異なるため、ここまでの表現としており、今後の保全計画策定の際に細かく検討するよう努めます。
	49	ため池の周りに遊歩道を造り憩いの場、散歩道として活用している。全部とは言わないが整備し、管理するよう進めると良い。	地域住民の意見を入れ、地域のニーズに合った整備を市町村の保全計画の中に盛り込むことが重要と考えます。
3ため池を取り巻く課題と対応	50	自然をこわさず上手に空き地などを利用して環境に良いもの(木を植えたりして小動物が増えるような環境づくり)を期待します。	改修の際は環境に配慮した整備がおこなわれるよう努めます。
	51	当初は農業用水確保が目的であったが、特に水稲作付けの農家が減少し、管理面・安全面に苦慮している。 農業用水の供給の他の多面的機能である自然環境の保全、緊急時の水源、地域の憩いの場として利用目的を拡大した整備を推進していただきたい。	整備の方法について構想の中でも紹介しています。地域のニーズにあった整備が行われるよう調整のうえ市町村の策定する保全計画に反映していただきたいと考えます。
	52	ため池が豊かな自然のある生活を営む上で非常に大切と考える。ため池数の減少は非常に残念。次世代の子どもたちが自然環境あふれる生活ができるようため池の保全を進めていただきたい。また、昔のままより安全に配慮しつつ自然が多く残るよう考慮していただきたい。	今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。次世代を担う子どもたちが自然と触れ合えるよう、危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていただくよう管理者へ啓発します。
	53	ため池の保全に賛成。保全のために池周囲をコンクリートで固めない、汚濁水を流入させない、ゴミ投棄の阻止が必要。	環境に配慮しながらの整備を図ることとし、汚水対策等、今後の保全に努めます。
	54	ため池は個人・共有財産であっても多面的機能を有したもので、公的なものと考え。また、決壊等の災害をおこすおそれもあるため、個人・共有財産であっても公有のため池同様の事業の実施が行われることを望む。	ため池の改修は公的なもの以外の個人・共有のものも実施可能です。なお、県では改修により整備された施設については公的機関に財産譲与を行っています。適切な管理が行われる必要があり公的機関が譲与先となり、施設の管理をされるよう調整いただくことが必要となります。
	55	自然環境の保全に関する事項をさらに補強する必要がある。具体的には、課題と対応状況の「ため池の老朽化対策」に「自然環境たる水域の保全対策」を盛り込まれたい。	老朽化したため池の改修の今後の方針に、盛り込みます。修正後：また、環境に配慮した事業実施に努める。
	56	この構想で問題点としてあげているのは、構想上の理想に持っていきように書いてあり、全ての意向調査や問題点を把握せず策定していると思われる。知らない人がこの構想を見れば、取り上げてある一部の問題が、全てに該当すると捉えてしまうのではないかと。	個々のため池毎に抱える問題は異なることは承知していますが、県の構想では一般論を明記しております。
	57	子どもころ、ため池は怖く危ないところというイメージがあった。しかし、せっかく昔からあり自然への貢献度もあることと思うので、必要に応じて、地域住民の憩いの場、子どもへの教育の場になるようにデザインし直し、そのイメージを払拭されると良いと思う。	今後は地域住民等とも連携をとり保全していくよう努めます。危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていくこととします。これから整備を行うものは環境に配慮し、地域住民の意見を取り入れた地域のニーズにあったものとなるように努めます。
	58	保存がされていないため池では堤防が決壊しても地主と話し合いがこじれ、そのままになっているものもある。	個人の所有ですと個人の主張が当然ありますが、ため池の多面的機能を説明し、個人財産でありながらも公的に貢献していることをご理解いただければ解決につながると考えます。
	59	管理されていないままで土砂が貯まり、水深が浅くなり機能していないものや、水の出入りがなく濁っているものがある。	今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	60	防災上、雨水を一時的に貯留させ、災害を軽減する。	ため池は洪水を一時貯留する機能を持っています。
	61	緊急時の水源、地震や火災等の災害時にため池は必要。	緊急時の水源として役立つことと考えています。
	62	地震発生時における堤体の決壊により人家への被害が想定されるので堤体の補強等に万全を期してもらいたい。	人家に被害を与える恐れがあるため池の耐震性の診断をし、必要に応じ対策を実施し、災害の未然防止に努めます。
	63	淡水魚の泳ぐ池を再現する。水生植物を育て水を浄化する。金魚の住める池に。	ため池により棲む生物も異なりますが、生物多様性という面からみても本来当該ため池に生息していた種が戻り繁殖できるよう保全を行っていききたいと考えます。
	64	農業に使用できるようなきれいな水を保全するにはどうしたらよいか。	汚濁水の流入を防ぐとともに、直接浄化することも必要ですが、年に一度は池干しを行うことも、水質浄化につながります。
	65	農業を営むものには生活雑排水の流入による水質汚濁で稲の生育が心配である。	生活雑排水の流入防止のため、下水道等の整備、パイパス水路の設置等の整備、水質の浄化、池干しの実施を提案します。
	66	水質浄化対策に河川浄化に役立たせることも追加する。	河川の浄化に役立つ機能は少ないと考えます。

項目	No	提出された御意見の要約	御意見に対する考え方
	67	ため池周辺の開発による汚水のため池への流入が増え、水稲への影響が心配される。当地は豊川用水が流入しているため池もあるが、ため池への依存度が高く汚染は深刻である。	生活雑排水の流入防止のため、下水道等の整備、バイパス水路の設置等の整備、水質の浄化、池干し等の対策が必要と思われます。
	68	水質の悪化が進行し、不法投棄が進んでいる。	周囲を整備することで不法投棄が減少することも期待できます。
	69	水質の悪化、ゴミの投棄、水難事故に対する安全対策に行政の指導があってもよい。	市町村で取り組むため池保全計画、連絡会議でも地域住民と保全について対応を検討されるよう努めます。
	70	学習の場として、学校行事で観察等をした後、子どもだけで遊び等で立ち入るようになった場合、注意したとしても事故の発生が危惧される。その責任は誰が負うのか。	学校行事でも立ち入り禁止が所には立ち入らないよう注意します。また、事故責任に関しても今までと変わることはないと考えます。
	71	憩の場として、整備や管理を誰がするのか。また、事故が生じた場合、誰が責任を負うのか。	管理者の要望等により、整備を行います。利活用施設の整備後の事故責任は利活用施設の管理者が負うこととなります。
	72	ため池自体が汚く無い方がよいと思うところがある。 母親にとって、子どもの遊び場＝子どもにとって危険な場所との認識があり、ため池があまり必要なものと思われていない。 公園などにあり、魚がいたり、ため池を見ることによって学習できる場所が増えれば外での遊びや刺激が大切なものと教えることができるので、そのようなため池が増えて欲しい。	必要に応じ水質の浄化対策に努めます。 危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていくこととします。 学習の場としてため池を活用していくよう努めます。
	73	きちんと整備されたため池に出会うとほっとするが、荒れたため池も多々あり、子どもたちの遊び場にも大人の散歩にも危険な場となる。	危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていくこととします。
	74	ため池の大切さは理解できるが、安全面の不安が残る。	危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていくこととします。
	75	ゴミの投棄等、管理面の対策が必要。常駐する管理者が必要。	地域の資源として地域住民も含めた管理を検討することが必要と考えます。
	76	ため池は大切であるがきちんと管理されないと汚く危険な場所となる。安全のため、すべてのため池の周囲に網を張るのはいかがでしょうか。	ため池の安全管理は必要ですが、親水性も重要と考えますので、個々のため池にあった安全対策を検討するよう努めます。
	77	自分の住まいのまわりにため池はなく、よくわからないし、活用度もわからないが、安全第一で事故の防止が必要と思う。	危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていくこととします。
	78	テレビ番組でため池を多くの生物の成育の場としていくのに人間の手を加える必要性を伝えていた。現在はそういったことを保つことが出来なくなってきているため、身近にため池になじんできた人等の力を借りて保存していくことが大切と考える。また、昔はため池に囲いがされていなくても危険な場所という認識がされていたが、現在は危険なものには囲いをしない体験をすることがないので危険を避けることができないのではないかと。ゴミの投棄等問題も多いが現在残っているため池を残し続けて活用してほしいと思う。	今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。 次世代を担う子どもたちが自然と触れ合えるよう、危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていくこととします。
	79	現在、立ち入り防止のための柵や、注意を促すための看板を設置してあるが、それらが破損していた場合は近隣住民から苦情が寄せられる世の中である。昔はため池で泳げたとか自由に立ち入りできたとかいう記載があるが、今は昔なかったプールが整備されていることや、何より事故が生じた場合、池で遊んでいた者でなく所有者（管理者）が問われるものであり時代の流れではないかと感じる。	危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていくこととします。 P26水難事故に対する安全対策の中に「管理者責任等が問われることもあるため、水難事故防止として」と追記します。
	80	ため池は用水が整備された現代では子どもたちにとっての危険な遊び場でもある。	整備された用水は、主なため池の水が不足したときの補給水です。農業にため池の水は必要です。
	81	現状として利用価値はあっても利用できる状態が気になる。ゴミの投棄等で水質が悪くなったりしていないだろうか。きれいな状態に維持するためには地域ボランティア等の協力が不可欠と思う。	今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	82	現実のため池は汚れ、草が生い茂っておりわかりにくいので、子どもが近寄ると危ない。 豊かな自然環境、地域の憩いの場となるため池にするなら定期的なもっとしっかりと清掃活動をして保全対策をすべきと思う。	危険と思われるため池は注意喚起を行っていくとともに、個々のため池にあった安全対策を講じていくこととします。 今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	83	ため池は魚釣りの場として、また四季折々の自然の変化を楽しむ場、散歩の場として生活の一部にもなっている。しかし、外来種の魚などにより生態系に影響を及ぼすおそれがあるため調査する必要があると思う。	過去に管理の一環として年に一度行われていた池干しが今後も行われるよう努め、その際に外来種の駆除に取り組むことが有効です。
	84	外来魚対策は条例を制定する等、強力かつ迅速な実行が望まれる。	外来生物法が施行され、ため池保全でも取り組みます。
	85	外来生物による生態系への影響が心配されるので対策を考えて欲しい。	過去に管理の一環として年に一度行われていた池干しが今後も行われるよう努め、その際に外来種の駆除に取り組むことが必要と思われます。
	86	外来種駆除の対策の一つとして「今後、地域住民も参加した池干し（P27）」とあるが、負担が増えるだけであるし、どのように意識の醸成につながるというのか。また、事故が発生した場合の責任は誰が負うのか。	数年に一度の池干しはため池管理上の大切な行為と考えます。池干しが行われる一環として外来種駆除が行われると効果的であるという記述です。地域住民がため池の大切さを認識し、地域住民自ら、自主的に行われるよう努めて参ります。事故の責任も参加者の責任となることはやむを得ないと考えますが、保険による対応も考えられます。

項目	No	提出された御意見の要約	御意見に対する考え方
	87	ゴミを捨てられないような整備方法や意識の醸成と簡単に言葉で書いてあるが、地域住民だけがゴミ捨てや釣りをしているわけではなく、それ以外の者も多い。昨今、他にボランティア活動は多くあるが、意識のない者は参加しない。この方法で意識が醸成しているのであればとくに全ての者が醸成していると思う。	マナーの悪いことはため池に限ったことではないことです。エリアをため池と限定すればため池に関しては効果はあがるものと考えます。 実際、植栽によりゴミの投棄が減ったとの事例も聞いております。
	88	築造以来120年くらいの歳月を経た自分所有のため池を持つ。以前はハスが生えていたが、愛知用水が入るようになってからアメリカザリガニがハスの芽立ちを食べてしまうようになり現在はハスが一株もなくなってしまった。	過去に管理の一環として年に一度行われていた池干しが今後も行われるよう努め、その際に外来種の駆除に取り組むよう努めます。
	89	ため池の在来種は岸辺の浅場や水草で産卵等するが、外来種は砂底に産卵する。改修により護岸がコンクリートで固められることで在来種は減少するため、維持管理に費用がかかることとなるが、護岸を部分的にでも土の土手に戻し、植生を回復させる必要がある。構想にそのことを盛り込んでいただきたい。	出来る限り環境に配慮した施工に努めます。堤体の安全性を考慮し、必要な護岸はやむを得ません。堤体以外は地域のニーズに合わせ、出来るだけ自然の姿が残る施工に努めます。
	90	農業用ため池を第一歩とし、公園池、洪水調整池の保全にも広げて欲しい。	公園の池、洪水調整池は必要とされているものであり、別途、保全されていくものと考えます。
	91	ため池の保全管理に行政が方向性を考える保全構想の策定に賛成である。名古屋市では「つり池」として整備し市民に親しまれるため池として幾つか解放し、親と子のコミュニケーションの場として成功している。また、農業公園と一体化し、景観、緊急時の水源等に多面的に利用し、地域住民とのコンセンサスを保っている。こうした名古屋市での利活用の例を今後の参考としていただきたい。	名古屋市の要綱は本構想においても参考とさせていただいています。 今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	92	P29の一部埋め立てられたため池はどこか。	埋め立てられた事例ですのであえて表記はしておりません。
	93	都市化の進行でため池の存在が住民から問題視されている。そのため、ため池の存在を見直し、新しい利用、あるべき姿を描くことや、ため池を公園の一部としたり、ビオトープ、水性農産物の生産場といったため池の特化と活用・再生を計る必要がある。	多面的機能をPRし、個々のため池により伸ばす機能を検討したため池保全計画が策定されるよう努めます。
	94	個人・共有のため池について農業用としての利用が少なくなり、管理の粗放化が進んでいる現状があるようだが、将来にわたって保全していくには費用面で大きな問題がある。ため池の活用方法を検討して保全する手法を計画しながら、費用の問題が解消されることを期待する。	財政的支援ができる制度を構想の中で紹介しております。
	95	潰廃されたため池で、公共が多い現状にあるが(P28)、それを棚上げて構想や計画で私権を侵害することはおかしい。必要であれば、権利者と交渉し買取して保全してほしい。	買取も場合によってはあり得ます。今までは、それぞれの部局が事業を進めていましたが、連絡会議で、その価値を共有し、その必要性について公園、河川等の部局と連携をはかることが可能です。
4 ため池の保全・整備・利活用の方策	96	知立、刈谷方面は開発が進み、のどかな田園風景が急速に失われている。県としてため池保全構想が立案されていることは大変いいことであると思う。意見としてはため池や里山は人間が生活していくために、これ以上なくすわけにはいかない大切な財産であるため、民間の善意に頼った計画ではなく、強制力のある法律とか、県条例を制定し一つも減らさない覚悟でやらなくてはだめだと考える。	法的規制はため池が個人財産の場合が多く困難と考えます。 連絡会議の設置、保全計画の策定で、地域と行政の連携が図られれば保全に対する意識が向上されると考えます。
	97	今後の維持管理の円滑化のために、住民が愛着を感じる風景を育むことが必要で、そのためのイベント・交流会等を開催することで、池のPR効果を高めることが期待できる。	「愛知県ため池保全構想(仮称)」(案)では、市町村が具体的なため池保全のための計画(ため池保全計画)を策定するのに必要な事例の紹介をおこない、住民参加型の取り組みが行われるよう啓発を行っていきます。
	98	専門家による調査から多面的機能や地域性を考慮し、本当に残すべきため池のみ重要施策とする必要がある。	県内のすべてのため池がある程度の価値があると考えています。
	99	ため池の多面的機能、ため池の大切さを家庭、学校、社会で学ぶ仕組みをつくる。	ため池を学習の場としての機能を発揮できるよう教育委員会・学校とも行政の連携強化を盛り込んでいます。
	100	今後、都市化が予想される地域だけに多面的機能を再確認し、地域の資源としてため池を大切にすることをどう学習し、教育するかが急務ではないか。	ご指摘のとおりであり、地域のニーズにあった市町村の保全計画を策定する必要があると考えます。
	101	多面的機能には相反するものがあるので地元住民と十分な協議が望ましい。	十分な調整を図り、地域のニーズにあった保全に努めます。
	102	ため池には純粹の個人有と、地域の治水等のための共有及び公有のものがある。共有のものは登記上は地域の代表者が所有者となっており法的には個人の池であるが、治水、かんがい、水害防止、自然環境の保全、地域の憩いの場の提供など多面的機能は公有のものと同じ。 共有のため池であっても個人有のため池であっても公有のため池と同等に取り扱って保全施策を講じていただきたい。	県ではすべてのため池を保全の対象と考えています。公的所有であろうと私的所有であろうと地域の財産として保全すべきものと考えております。
	103	ため池の持つ多面的機能を推進するためには、安全管理および保全管理のための予算確保が課題と考える。	市町村の策定する保全計画に今後の整備計画も盛り込むこととしており、計画にあわせ、予算確保に努めます。
	104	企業が持っている水のきれいなため池が1か所あるが地域住民は立ち入ることができない。	連絡会議に所有者である企業にも参加していただくことで、地域の財産としての保全が行われることと考えます。
	105	農地の減少に伴いため池の利用価値を改めて考える時期だと思ふ。農業に必要なものであることはわかるが、その他の利用が少ないと思う。県民が憩える場、学習体験の場としての整備も行うことが望ましいと思う。	地域のニーズにあった整備が行われるよう市町村の策定する保全計画で地域住民と調整されるものと考えます。

項目	No	提出された御意見の要約	御意見に対する考え方
	106	社会に訴え、「ため池保全基金」のようなものを設ける。	今ある費用支援のための制度の活用や地域の合意による活動を推進します。
	107	「安全対策上、立ち入りを禁止しているところもあるが、誰もが近寄ることができる農業用施設です(P30)」との記載だが、個人所有の池であっても勝手に入れると考えているのか。	修正します。 修正前：「安全対策上～農業水利施設です。」 修正後：「安全対策上や管理責任などから、立ち入りを禁止しているところもありますが、身近な農業水利施設です。」
	108	地域住民・ボランティア管理にすることにより、権利を主張される可能性が高く心配である。また、草刈り等の管理での事故責任は誰が負うと考えているのか。	所有者・管理者の権利が最優先と考えます。地域住民・ボランティアにそこまで権利はありません。原則としてボランティア等による草刈り等で生じた事故についても、実施したものの責任として参加していただく必要があります。
	109	「行政及び地域の連携を強化し潰廃を抑制する(P30)」とあるが、構想上残すことばかり主張しており、所有者の権利をどのように考えているのか。	行政として公共性を重視した構想となっておりますが、個人財産について、強く規制することは困難であると考えています。
	110	「受益がなくなった場合は、粗放化しないように財産管理をするものであり(P30)」とあるが、勝手に計画しないでいい。受益がなくなった場合は、健全な管理と土地利用を図るため、土地所有者が財産処分等を考えていくものであり、潰廃を抑制するのではなく必要があれば買い取るべきではないか。	買取も場合によってはあり得ます。 勝手に計画するのではなく、地域住民のニーズを聞く体制づくりとし、連絡会議の設置を提案しています。
	111	「多くのため池は市町村が行政財産として管理しており(P30)とあるが、他の文面では「多くは個人や共有の管理が多い(P28他)」とあり、全然整合が取れない。勿論、市町村管理の池の保全計画であれば思うようにやらせてもらえばよいし、当構想のように思っているのであれば埋めずに残せばよい。	P30を修正します。 修正前：「多くのため池は～管理しており、」 修正後：「管理者別の池の数は、市町村が行政財産として管理しているものが多く、」
	112	近くにため池がないので詳しくはわからないが古くからあるため池はその土地の風景となり、生活の一部となっていると思うので保全することは良いことだと思う。	今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	113	自然環境についてはため池の規模に関わらず評価すべきである。規模によりネグレクト(無視する、ないがしろにする)する行政の手法を改めることを要望する。	保全計画の策定は市町村がおこなうもので負担を押さえるためやむを得ないと考えますが表現を修正します。 修正前：なお、規模が小さいため池については、 修正後：なお、市町村の過大な負担を抑えるため、現在の利用状況調査(P.18)において、特に重要な項目「農業用水」「立地環境」「洪水調節」についてのみの調査とした受益面積1ha未満ため池については、
	114	当該ため池の生物・自然環境に最も知悉しているのは地元の研究者等であり、自然環境課等が中心となり研究者に関する情報を把握しておくことが肝要である。	自然環境課とも連携を図りながら、必要な情報収集に努めたいと考えております。
	115	ため池の保全のために費用面で行政の支援が必要。	財政的支援のできる制度も構想の中で紹介しています。
	116	ため池保全計画は市町が全てのため池について作成しなければならないのか。また、その時期は平成20年度までなのか。	ため池のある全ての市町村に平成20年度を目途に策定していただくこととしております。
	117	整備計画、ソフト対策・追加等は随時行うことはできるのか。あくまでも予定でよいのか。(予算的な措置の確約ができないため。)	保全計画はこれまで3年に1度見直しを行っていたため池資料集に替わるものと考えています。随時の追加・変更等の予定は考えていませんが、柔軟に対応すべきと考えます。
	118	ため池周辺の環境整備に計画的に予算を投入し、安全管理等に努める必要があるが、市民の理解は得られていると考えられる。	地域のニーズに合った保全が図られるべきと考えますので市町村の保全計画が地域住民の意見を取り入れたものとなるよう努めます。
	119	残すべきため池には行政による金銭的支援がないと保全されないと思う。	財政的支援も多少なりともありますので構想の中に制度の紹介もしております。
	120	ため池保全計画の策定が非常に重要と考える。その中で、専門家を入れる、金銭面を明確にする、法的規制をどうするかといったことを明記すべき。	保全計画の策定には可能であれば専門家にも参加していただくよう努めます。金銭的には依然として財政事情は厳しいですので明確にすることは困難と考えます。法的規制はため池が個人財産の場合がある以上困難と考えます。
	121	ため池保全計画に、前例がない、法に触れる、予算がないといったやれない理由をあげず、どうしたらできるか県民の豊かな暮らしづくりのために知恵をしばる。	地域住民と行政の連携を図ることが県民の豊かな暮らしづくりのためにため池を保全するための策であると考えます。
	122	ため池保全計画の進捗管理のシステムを確立する。	保全計画は、従来、市町村で3年に一度ため池資料集を作成していたものを拡充し、同様に3年に一度見直し、進捗管理を行うよう努めます。
	123	公文に「にて」の文言は使用しない。「で」、「をもって」に書き換えた方がベターである。	修正します。 修正前：にて 修正後：で
	124	農業の衰退はため池の管理・存続に大きな問題である。個人・共有のため池に公的支援が不可欠と考える。	現在、活用が可能な支援のための制度を紹介しております。
	125	大規模災害では緊急時の水源として、まずは所有者個人や集落の住民を第一に考えていくべきと思うので、計画で縛られたくない。県や市町村の計画に載せるのはいかがなものかと思う。	地域のニーズに応じ所有者・管理者と調整され計画されるものとして考えます。計画上、地域で利用が優先されるべきと考えます。
	126	釣り糸等で、草刈りに障害をきたしている。地域住民を参加させることにより、意識の醸成が図れるとは思わない。もし地域住民を参加させた場合、活動の取りまとめが難しい。よって、現在の管理方法で問題はないし十分である。	個々のため池により実情は異なると考えます。現在の管理方法で特に問題がないため池は現状を継続していきたいと考えます。地域住民の活動がため池の管理に重要な地域もありますので構想に盛り込んでおります。
	127	ため池保全計画の評価項目に「景観」も加えていただきたい。	自然環境の保全の中にも景観としての要素は含まれているものと考えます。

項目	No	提出された御意見の要約	御意見に対する考え方
	128	保全計画策定には必ずNPOや自然保護団体の意見を取り入れるようにしていただきたい。	地域の実情にあわせた連絡会議の設置に努めます。
	129	規模により判断指標を適宜縮小せず、同等に扱われるようお願いしたい。	保全計画の策定は市町村がおこなうもので負担を押さえるためやむを得ないと考えますが表現を修正します。 修正前：なお、規模が小さいため池については、 修正後：なお、市町村の過大な負担を抑えるため、現在の利用状況調査(P.18)において、特に重要な項目「農業用水」「立地環境」「洪水調節」についてのみの調査とした受益面積1ha未満のため池については、
	130	昔より由緒あるため池も多々ある様なので保全にはこぞって協力したい。	地域住民の方の協力が不可欠となりますのでよろしくお願いたします。
	131	住宅開発が進み、自然環境も大きく変化しました。ため池保全構想も基本は同じ。生態系も大きく崩れ去り、今こそ自然を取り戻すべきと思う。	ため池が保全されることは自然環境の復元に役立つことと考えます。
	132	構想はすばらしいと思うがどうしたら実践していけるか。	実践できるよう、行政と地域が連携して保全計画を策定することが必要です。
	133	ため池はかけがえのない地域資源でこれらを保全し将来にわたりため池の持つ多面的機能が老朽しないよう土地改良・環境・治水部局・ため池管理者・地域住民代表者等が連携努力することが望ましい。	今後は行政と地域が連携をとり保全していくよう努めます。
	134	全ため池の調査結果を地域住民にも知らせ、地域の資源として共に保全を行っていくことが必要ではないか。	全ため池調査の結果には個人情報も含まれますので、集計結果を公表しております。連絡会議の中では地域住民の方と情報の共有をはかる必要があると考えています。
	135	自然環境の保全を大きな要素として位置付けし原則として潰廃をストップする。	自然環境の保全だけでは潰廃をストップできないと考え、他の多面的機能も含め、ため池保全連絡会議で調整することが重要と考えます。
	136	ため池所有が個人や共有となると潰廃の抑制は困難と思う。	個人・共有の財産に対し、強制力のあるものではありませんが、ため池保全連絡会議で、行政と地域が連携することにより、他の分野での活用等の方策も考えられます。
	137	民有があるようだが、すべて県が国が買い上げて乱開発をストップさせ、守っていくべきと思う。	国、県で多くの池を買い取ることは、財政事情が厳しいことと原則として農業用施設は農業関係団体が所有・管理すべきものであることから、困難な現状です。
	138	保全にはボランティアのチーム作りを検討してはいかがか。	市町村が設置する連絡会議内に参加いただけるよう努めます。
	139	「連絡会議」は必ず設置しなければならないのか。メンバーは市町の判断により自由でよいのか。それとも絶対に参加すべき「者」はあるのか。	市町村により地域の事情は異なると考えられますので、県下統一の絶対参加すべきメンバーはありません。行政のみでなく、地域住民、専門家等の意見を聞ける会としていただけることが理想です。
	140	ボランティア組織を立ち上げるなど有志のため池保全に参加しやすい形を工夫する。	今後はボランティアも含め、地域住民等とも連携をとり保全していくよう努めます。
	141	ため池保全連絡会議に、公募も含め、広く人材を集めて構成し、持続できる会議体とする。また、専門事項について専門部会を設けて取り扱う。	市町村により地域の事情は異なると考えられますが、行政のみでなく、地域住民、専門家等の意見を聞ける会となるよう努めます。
	142	地域性を活かした方法を地域で考え、実践し、行政と連携して継続する。	今後は行政と地域が連携し保全していくよう努めます。
	143	ため池は農業関係の組織や農家が管理しているが水辺環境や水資源と考えると地域の財産であると考え。その保全と活用には地域住民、環境団体や関心を持つ人たちの意見を反映する仕組みを設けていただきたい。	行政と地域が連携したため池保全のための連絡会議を市町村毎に設置されるよう提案しています。
	144	ため池保全連絡会議で意見が付された場合、その拘束力をどのように考えているのか。法に基づくものであればやむを得ないと思うが、地域住民や第三者の意見に夢物語の権限を持たせるのは反対である。助言程度であれば、税金を投入してまでの会議はなくても良いと思う。	連絡会議はため池の保全・潰廃についての相談窓口になることもあります。市町村行政において、ため池の多面的機能を把握せず、縦割りですそれぞれの目的達成だけを考えず、ため池を中心とした地域づくりも可能となると考えます。
	145	地元市町村がつくるため池保全計画に、管理者・地域住民・NPO等との連携があるが県の役割をもう少し明確にしたほうが良いのではないか。	保全の主体は市町村にお願いします。県は、本構想により市町村の保全計画策定における相談や、連絡会議からの相談を受ける立場となります。
	146	構想(案)の中にもあるが、公共事業による埋め立てが多い。また、今後の計画で国道155号豊田南バイパスの計画により割目池等の一部埋め立てを行い、貯水量確保のために浚渫を行うものもあると聞いているが、一部の埋め立てでも当該ため池やその周辺の環境にも影響を与えると予想できるので連絡会議の役割を期待する。	ため池保全のためにまずは行政の縦割りをなくすよう、関係部局間の連携を連絡会議においてとられることを構想の中で提案しており、効果的であると考えます。
	147	連絡会議には地域住民はもとより、環境団体の意見を聞いたり、環境影響評価のような調査を行い回答するようお願いしたい。	地域の実情にあわせて適宜対応するよう努めます。
	148	ため池保全連絡会議を市町村だけでなく県レベルでも設け、より一層の情報交換や成果達成に期待したい。	県の連絡会議も設置を考えております。
	149	ため池については県市町村で購入してほしい。	財政事情が厳しいことと、県では買い取った後の管理が困難な現状です。市町村を主に所有者・管理者、地域住民と連携した保全を進めていただくことを考えます。
	150	ため池は地域の財産だけではなく、県民の財産である。	県として保全のための取り組みを考えております。
5 ため池保全の事例	151	住民にアンケート調査をし、事例紹介をすすめ利活用を推進する。	本年度、モデル的に8地域で実施しました。今後は市町村が保全計画を策定する際、個々のため池で地域住民と連携して保全されるよう努めます。

項目	No	提出された御意見の要約	御意見に対する考え方
	152	川が流れ込んでいないため水が汚れるときれいにならず、ゴミの投棄もされる。しかし、ため池に棲んでいる魚類等もいるため、地域住民できれいにする必要があります。ボランティア参加による「クリーンアップ作戦」をしてはどうか。活動に対する費用を支援してはどうか。また、その地域の企業に協力を頼んで商品を出す、バザー等を開催し活動資金に充ててはどうか。	地域住民の参加による「クリーンアップ作戦」が展開されることを期待します。 活動内容によっては、財政的支援も可能であるため、そのような制度を構想の中で紹介しております。
	153	愛知県だけでなく、ため池を有効利用している良い例があれば新聞や広報、見学会等を実施し、すすんで知らせるような機会が増えたら良いと思う。	今後、他県等の情報もホームページ等で積極的に紹介します。
その他	154	自然は一度破壊したら元に戻らない。生き物の観察や自然との共存を学習することで子どもたちが命の大切さや自然を守る尊さを知り、いじめや殺人などが減ればよいと思う。	ため池を通じて自然を守る尊さも学べるような保全計画が策定されるよう努めます。
	155	人間と水は切っても切れないもので、生きていく上で最も大切にしなければならない。	ため池の築造の経緯からも水の重要さを再認識していただけたらと思います。
	156	ため池コンクール どこが一番か。	構想冊子には参考に県内ため池のランキングを掲載したいと考えております。
	157	勅使池の整備（トータルデザインとしての取り組み）について以下のことを考慮されたい。 整備内容や工法について、安易にマニュアル的な整備をするのではなく、周辺環境との調和・景観性を尊重した勅使池ならではの工夫を考えていただきたい。	整備内容や工法については、これまでも地元有識者や施設管理者等から構成される「勅使池の自然環境と施設整備を考える会」に諮り、経済性、維持管理面、環境面等から総合的に判断し検討してきました。今後もこれらの場を活用しながら、地元意見を聞き取り、事業制度上可能な範囲で整備計画に反映させていきたいと思っております。
	158	整備事業を通じ、住民に池の保全管理への理解を高めるため、住民参加（ウッドブロックの材料調達・補修工への参加等）による施工を検討して欲しい。	住民参加型施工については県としても積極的に推進する立場であり、参加者の安全性を第一にため池の所有者や管理者の合意を得た上で条件が整えば取り組みたいと思っております。
	159	本構想の対象としない池沼についても本構想に準じた多面的機能の保全・整備・活用を図ることが望ましい旨、明記してはどうか。池沼の保全は農林水産部が主管するため池に止まらず他部局も積極的に関与すべきである。	ため池保全構想は農業用ため池を保全するための構想です。ため池は、農業用水確保のための人工の施設であり、農業用水以外の池沼と異なる二次的自然であるので同一に取り扱うことはできないと考えます。
	160	滋賀県では「魚のゆりかご水田プロジェクト」があると聞いている。概要は水田を、魚類の繁殖の場、濁水流出の抑制の場、用水の節減効果、農家や地域住民の環境意識の向上、環境こだわり農産物作付け意欲の向上、魚の水田米による付加価値の向上、環境学習の場の提供といったこと。同様の取り組みをため池でもできないか。	水田とため池の違いはありますが、ため池の持つ多面的機能を発揮するための方法を本構想に盛り込んでおります。
	161	愛知県で進めている「水循環再生指標検討会」にため池の保全と活用が含まれるべきであり、ため池保全構想にも水循環の思想が加えられるべき。	「水循環再生指標検討会」では、川や海など（ため池を含む）の健康状態について評価する指標の検討を行っています。昨年度愛知県が策定した「あいち水循環再生基本構想」においても、ため池の保全は水循環再生の取組として位置付けられております。
	162	今まで身近になかったためほとんど意識していなかった。世間一般にも知られていないと思われるので新聞やテレビなどで紹介する機会があると良いと思う。	本構想を策定し、ため池の保全について積極的にPRします。
	163	「優良ため池」を指定するなどの制度の創設をお願いしたい。	他の模範となるため池については積極的にPRするなど意見を参考に今後検討します。